

「地域再生法施行令の一部を改正する政令（案）」に関する意見募集の結果について

平成27年7月30日

内閣官房副長官補付（地域活性化担当）

「地域再生法施行令の一部を改正する政令（案）」に関する意見募集について、平成27年6月20日から平成27年7月19日までe-Gov（電子政府の総合窓口）上のパブリックコメントのページに掲載すること等を通じて御意見を募集したところ、6件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、別紙のとおりまとめたので公表いたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも地域活性化の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 意見募集期間及び提出方法

- ・平成27年6月20日（土）から平成27年7月19日（日）まで
- ・意見募集フォーム、郵送又はFAX

### 2. 意見募集の結果

6件

### 3. 提出された御意見とそれに対する考え方

別紙のとおり

### 4. 公布日

8月7日（金）（予定）

地域再生法施行令の一部を改正する政令(案)に関する意見募集の結果と対応

No.	該当箇所	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
1	概要1	<p>・意見内容 「近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第3項に規定する既成都市区域」を削る。 ・理由 近畿圏整備法が制定された当時の状況と、東京圏への人口及び企業の一極集中が進展する今日では、東京圏と近畿圏の様相が大きく変容している。近畿圏は人口減少が進行しており、中部圏を含めた三大都市圏を一つのかたまりとして捉えることは、適切ではないと思慮。 東京圏の一極集中を是正するためには、東京圏と近畿圏を同列に扱うのではなく、むしろ、移転の受け入れ先として近畿圏の既成都市区域も加えることこそが、現実的な対応と思慮。東京圏からの本社機能の移転を検討する企業の観点からも、移転候補先の選択肢は豊富である方が、移転促進の動機付けにつながるものと思慮。 以上の理由から、産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域(集中地域)から、近畿圏整備法に定める既成都市区域を削除していただきたい。</p>	<p>本制度の対象地域となる地方活力向上地域は、改正地域再生法第5条第4項第4号において「産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域」であるとしています。</p> <p>このため、本制度の対象地域を定めるに当たっては、企業誘致に計画的・戦略的に取り組んでいる地域に対して、できるだけ広く恩恵が及ぶように配慮することとしているところですが、東京圏、近畿圏中心部、中部圏中心部のような客観的に見て既に人口や産業が著しく集中している地域については本制度の対象外としています。</p> <p>具体的には、これらの地域は、人口密度(人/ha)及び事業所密度(所/ha)といった客観的な指標が、現在でも他の地域と比べて突出して高いことから、本制度の支援対象外とすることは妥当と考えています。</p> <p>(参考)対象外となる三大都市圏における人口及び事業所の集中状況 ・人口密度(人口(人)/可住地面積(ha)) 東京23区:143.6、関西圏の政令市:71.4、名古屋圏:71.9、全国:10.3 * 出典 平成22年国勢調査 ・事業所密度(事業所数(所)/可住地面積(ha)) 東京23区:8.9、関西圏の政令市:4.3、名古屋圏:4.2、全国:0.46 * 出典 平成21年経済センサス基礎調査</p>
2	概要1	<p>・意見内容 大阪市全域を集中地域から除外し、地域再生法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域に含めるよう集中地域の見直しを図りたい ・理由 ・帝国データバンクの調査によると、大阪府では2011年まで10年連続で本社の転出が転入を上回り、転出先の首位は東京であるとの結果が出ており、現在も引き続きその傾向にある ・集中地域に本市全域が含まれた場合、本社機能を移転、拡充しても税優遇の対象とはならないため、かえって本市域からの本社の転出を促進する結果となるとの懸念がある</p>	
3	概要1	<p>・意見内容 東京一極集中を是正し、人口減少社会を克服するためには、東京以外の大都市圏を地方創生の重要なエンジンとして位置づけるべきであり、地方の産業や雇用の拠点である大都市圏を核とする産業集積や雇用創出、インフラ整備についても強化することによって、周辺地域との地方創生の好循環を実現すべきである。そのためには、地方創生の一環として創設された、東京から地方への企業移転を促進するための税制優遇制度について、現在の地域の実情に応じたきめ細やかな制度設計が必要であることから、次の通り求めます。 ・企業移転促進のための「地方拠点強化税制」の京都市全域への優遇対象拡大(最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直し) ・理由 ・地方創生の目的は「人口減少に歯止め」「東京一極集中の是正」であるが、「地方拠点強化税制」では、三大都市圏の既成都市区域が税優遇の対象外となっている。 ・既成都市区域は近畿圏整備法制定(昭和38年)当時の国勢調査(昭和35年)の人口集中地区(DID)人口を基に設定されているが、現在の都市の実態は未反映であり、東京一極集中の是正と人口減少社会の克服を目指して推進する地方創生の趣旨からみても、首都圏以外の地域で税優遇の対象地域を限定することは矛盾している。 ・京都市をはじめ政令指定都市は、周辺市町村と連携して地方創生を牽引すべき存在であり、実状に即したきめ細やかな対応が必要である。 ・たとえば、京都市は旧5大市の中で、唯一人口が減少しており、50年以上前の過去のデータに基づいて、京都市の一部を除外地域とすることは不合理である。</p>	
4	概要1	<p>・意見内容 東京一極集中の是正、さらには京都の経済活性化には、より一層の企業誘致が不可欠であり、そのためには、地方創生の一環として創設された、東京から地方への企業移転を促進するための税制優遇制度について、現在の地域の実情に応じたきめ細やかな制度設計が必要であることから、次のとおり求めます。 ・企業移転促進のための「地方拠点強化税制」の本市全域への優遇対象拡大(最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直し) ・理由 ・地方創生の目的は、「人口減少の歯止め」「東京一極集中の是正」 「地方拠点強化税制」では、三大都市圏の既成都市区域が税優遇の対象外 ・これは、近畿圏整備法制定(昭和38年)当時の国勢調査(昭和35年)の人口集中地区(DID)人口を基に設定 ⇒現在の都市の実態は未反映 ・「東京一極集中」を是正し、地方創生を推進していく趣旨から、この度の地域限定は矛盾するもの。 ・京都市をはじめ政令指定都市は、周辺市町村と連携して地方創生を牽引すべき存在であり、実状に即したきめ細やかな対応が必要 ・旧5大市の中で、人口が減少しているのは京都市のみ。50年以上前の過去のデータに基づき、京都市の一部が除外地域とするのは、不合理 ・本市が税優遇の対象外となることで、企業の減少傾向に歯止めがかからず、今後の京都のまちづくりはもとより、周辺市町村、ひいては国の取組に大きな支障となるおそれ</p>	
5	概要1	<p>「地域再生法の一部を改正する法律」が成立し、地方自治体が策定する「地域再生計画」に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置付けることで、本社機能の移転・新増設を行う事業者に対する税制措置や地方自治体に対する交付税による減収補てん措置といった特例措置が講じられることになっています。 しかしながら、特例措置の対象地域から堺市の臨海部及び中心市街地などが除外されており、堺市の企業立地への影響が極めて大きくなる懸念があります。現在、当該地域は企業立地が進んでいることから、対象地域に含めることが関西経済の活性化に寄与することになり、本改正の趣旨に合致するものであります。 ついては、企業投資や雇用促進を図ることにより地方創生を推進するためには、適用除外となっている地域を早急に改めるよう要望します。</p>	

No.	該当箇所	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
6	概要1	<p>・意見内容  東京一極集中の是正、さらには京都の経済活性化には、より一層の企業誘致が不可欠であり、そのためには、地方創生の一環として創設された、東京から地方への企業移転を促進するための税制優遇制度について、現在の地域の実情に応じたきめ細かな制度設計が必要であることから、次の通り求めます。  ○企業移転促進のための「地方拠点強化税制」の京都市全域への優遇対象拡大  （最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直し）</p> <p>・理由  ・地方創生の目的は、「人口減少の歯止め」「東京一極集中の是正」であり、「地方拠点強化税制」では、三大都市圏の既成都市区域が税優遇の対象外である。これは、近畿圏整備法制定（昭和38年）当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区（DID）人口をもとに設定されており、現在の都市の実態が反映されていない。  ・「東京一極集中」を是正し、地方創生を推進していく趣旨から、この度の地域限定は矛盾するものである。  ・京都市をはじめ政令指定都市は、周辺市町村と連携して地方創生を牽引すべき存在であり、実情に即したきめ細やかな対応が必要である。  ・旧5大都市の中で、人口が減少しているのは京都市のみであり、50年以上前の過去のデータに基づき、京都市の一部を除外地域とするのは、不合理である。  ・京都市が税優遇の対象外となることで、企業の減少傾向に歯止めがかからず、今後の京都のまちづくりはもとより、周辺市町村、ひいては国の取り組みに大きな支障となるおそれがある。</p>	